理事の職務権限に関する規程

（目的）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人 Lino（以下「当法人」という）の理事の 職務権限を定め、業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

（法令等の順守）

第２条　理事は、法令、定款及びこの法人が定める規程等を順守し、誠実に職務を遂行し、協力して、定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

（理事の職務及び権限）

第３条　理事は、理事会を構成し、定款の定め及び理事会の議決に基づき、職務を執行する。

２　理事のうち、１名を代表理事とする。

３　代表理事以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

４　理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故がある時又は代表理事が欠けた時は、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

（代表理事の職務及び権限）

第４条　代表理事は、当法人を代表し、その業務を総理する。

２　理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。

（改 廃）

第５条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

１ この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

２ この規程は、令和５年３月３１日から施行する